

# 平成 31 年度 春日井市監査計画

## 第 1 基本方針

監査委員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 199 条の規定に基づき、本計画により監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)を実施し、行財政運営の健全性と透明性の確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、必要に応じて経済性、効率性、有効性の観点から意見を表明するものとする。

本計画により実施する監査等は、都市監査基準(平成 27 年 8 月 27 日全国都市監査委員会制定)に準拠し、対象部局に係るリスクを考慮するとともに、重点調査項目を定め、内部統制に資するチェック体制などに留意するものとする。

## 第 2 監査計画

年間監査計画表(別紙)に基づき、次の監査等を実施する。

### 1 監査

#### (1) 定期監査

法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、次のとおり実施する。

#### ア 対象

対象部局は年間監査計画表の部局とし、対象期間は前回監査後、今回の監査期日までとし、対象事務事業は主として本年度(10 月までに実施する監査については、前年度)に執行されたものとする。

#### イ 重点調査項目

本年度の重点調査項目は、年間監査計画表のとおりとする。

#### (2) 行政監査

法第 199 条第 2 項の規定により、事務事業の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

(3) 施設監査

法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公園、保育園及び学校の管理運営並びに庶務・経理事務が良好であるかを主眼として実施する。

(4) 工事監査

法第 199 条第 5 項の規定により、工事の設計、積算、施工、検査等が適正に行われているかを主眼として実施する。

(5) 財政援助団体等の監査

法第 199 条第 7 項の規定により、出資団体及び財政援助団体について、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

2 決算等の審査

法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。)第 30 条第 2 項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、一般・特別会計決算、基金運用、公営企業会計決算、健全化判断比率等の計数の正確性の検証とともに、予算の執行又は事業の経営、基金の運用等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

3 例月出納検査

法第 235 条の 2 第 1 項及び春日井市監査委員条例第 6 条の規定により、毎月 25 日を例月出納検査日とし、前月分の現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

ただし、検査日を変更して実施する場合がある。

4 報告の徴収

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 5 第 3 項の規定により、会計管理者及び市長が行った指定金融機関等に対する検査の結果について、報告を求める。

第 3 監査の報告及び公表

法第 199 条第 9 項に基づき、監査の結果に関する報告を市長等に提出し、公表を行うとともに、同条第 12 項に基づき監査結果に対する措置の通知を公表するものとする。

## 年間監査計画表（平成31年度）

| 種別<br>月 | 監 査 法第199条                    |               |                     |                | 審 査   | 検 査   |
|---------|-------------------------------|---------------|---------------------|----------------|---|---|
|         | 定期監査<br>第2、第4項                | 施 設<br>第2、第4項 | 工 事<br>第5項          | 財政援助団体等<br>第7項 | 法第233条2項ほか<br>公企法第30条2項<br>健全化法第3条1項ほか            | 法第 235条<br>の2<br>第1項                                |
| 4       |                               |               |                     |                |   | 例<br>月<br>出<br>納<br>検<br>査<br><br>毎<br>月<br>25<br>日 |
| 5       |                               | 公 園           |                     |                |   |   |
| 6       |                               | 保 育 園         |                     |                |   |   |
| 7       | 文化スポーツ部                       |               |                     | 市民文化財団         | 決算等審査<br>企業会計<br>一般会計<br>特別会計<br>基金運用状況<br>健全化比率等 |   |
| 8       |                               |               |                     |                |   |   |
| 9       |                               | 小・中学校         |                     |                |   |   |
| 10      | 健康福祉部                         |               |                     | 食育推進給食会        |   |   |
| 11      | 市民病院<br>議会事務局<br>教育委員会<br>会計課 |               |                     |                |   |   |
| 12      | 市民生活部                         |               |                     | 健康管理事業団        |   |   |
| 1       | 青少年子ども部                       |               | 熊野桜佐地区雨水<br>1号調整池整備 |                |   |   |
| 2       | 産業部<br>環境部                    |               |                     |                |   |   |
| 3       |                               |               |                     |                |   |   |

## 重点調査項目

- 1 契約に関する事務
- 2 財産管理に関する事務